

別記5 [延焼のおそれのある外壁等]

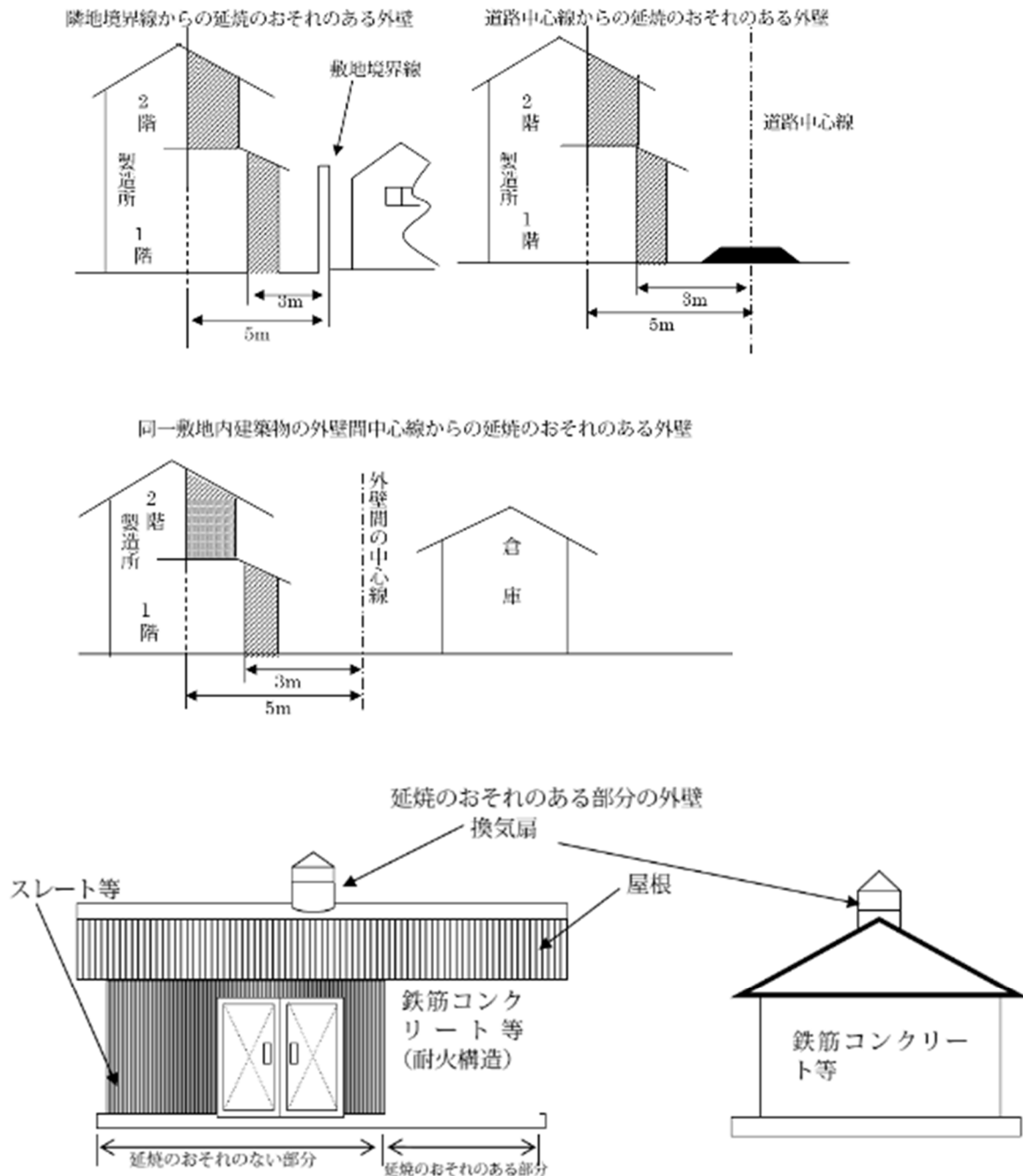
1 延焼のおそれのある外壁

「延焼のおそれのある外壁」とは、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互間の中心線から、1階にあっては3m（1階の高さが5m以上の部分は2階相当部分とみなす。）、2階にあっては5m以内にある建築物の外壁の部分进行。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面その他これらに類するものに面する建築物の部分は除く。

（平成元年7月4日消防危第64

号質疑）

なお、建築基準法第2条第6号の規定には、「延焼のおそれのある部分」について定められているが、製造所等の場合は、取り扱う危険物の性状等を勘案し、この規定より厳しくとらえられているため、同義と捉えないこと。

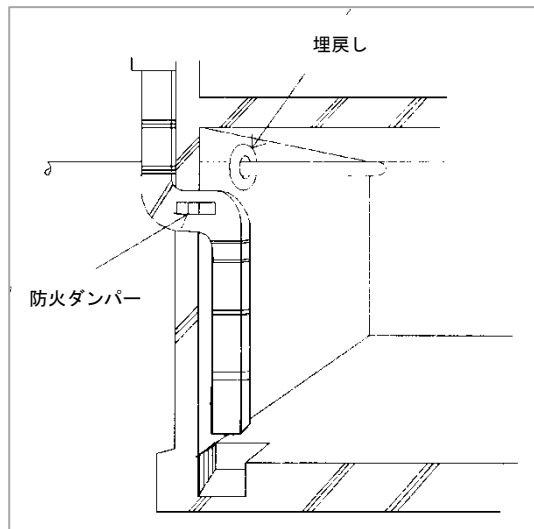


2 延焼のおそれのある外壁等に対する延焼防止措置

延焼のおそれのある外壁に対する延焼防止措置は、次によること。

- (1) 延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。
(政令第9条第1項第5号)
- (2) 延焼のおそれのある外壁に設ける出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。
(政令第9条第1項第7号)
- (3) 延焼のおそれのある外壁に換気設備、排出設備又は危険物配管を貫通させる場合は、換気設備又は排出設備には防火ダンパー等を設け、壁を貫通する配管と壁との隙間は、モルタルその他不燃材料で埋め戻すこと。
(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

延焼のおそれのある外壁に設ける開口部の措置



3 その他

- (1) 危険物を取り扱う建築物の延焼のおそれのある外壁以外の部分には、必ずしも外壁を要しないものであること。
(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)